築地場外市場デザイン協議会との協議のお願い

中央区市街地開発事業指導要綱(以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき、令和6年4月1日付けで築地場外市場デザイン協議会(以下「デザイン協議会」という。)の指定をしております。協議対象となる案件につきましては、行政手続きに先立ち、デザイン協議会との事前協議等が必要となりますので宜しくお願いいたします。

■協議対象区域

〈築地場外市場のエリア〉

築地四丁目及び築地六丁目各一部 (参照:協議対象区域 (裏面))

■協議対象となる案件

- ・建築物の新築・増改築・大規模修繕・解体・用途変更
- ・広告(壁面広告や屋上広告等)の新規設置・デザイン変更
- ・外観に影響を与える計画(外装の変更等)
- ・新規出店・リニューアル出店・テナント変更・テナント工事

※上記には行政手続きの対象とならない案件も含みますが、デザイン協議会との協議は必要となります。詳細につきましては下記連絡先までお問い合わせ下さい。

■協議の流れ

協議の流れ・申請書のダウンロード等の詳細についてはデザイン協議会のホームページ https://www.tsukiji.or.jp/design/をご覧下さい。また、二次元バーコードを読み取るとホームページにアクセスできます。



■事前協議先

築地場外市場デザイン協議会事務局(担当:中塚)

E-mail: tsukiji.dk@gmail.com

TEL: 080-3450-9811

※事務局の営業日は、月~金曜日の10~17時です。

原則として、メールでのご連絡をお願いいたします。

※デザイン協議会ホームページから届出が可能です。

■手続の期間

協議には、通常2週間程度かかります。ただし、内容により、さらに協議が必要となる場合がありますので、早めに協議をお願いいたします。

■区への提出資料について

要綱が適用となる開発事業又は工作物の設置を行う場合、要綱第 12 条の規定に基づき報告書 (第3号様式)に、デザイン協議会との協議内容についての概要を記載し、事前申出書(第1号様式)及び合意書(第2号様式)の提出時に添付してください。

(裏面に続く)

「デザイン協議会」とは・・・

要綱に基づき指定されるまちづくり協議組織であり、地元代表者等を中心に景観等に配慮したまちづくりを推進し継続的な活動を行うものです。区では、要綱の規定に基づき、デザイン協議会の協議対象となる区域内で建築物等の計画を行う開発事業者の皆様に、確認申請や認定申請等の申請前にデザイン協議会と計画内容についてご協議いただくようお願いしております。

■協議対象区域

